

3. 検証対象ダムの概要

3.1 平取ダムの目的等

3.1.1 平取ダムの目的

平取ダムは、沙流川支川の額平川において事業中の多目的ダムで、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給を目的としている。

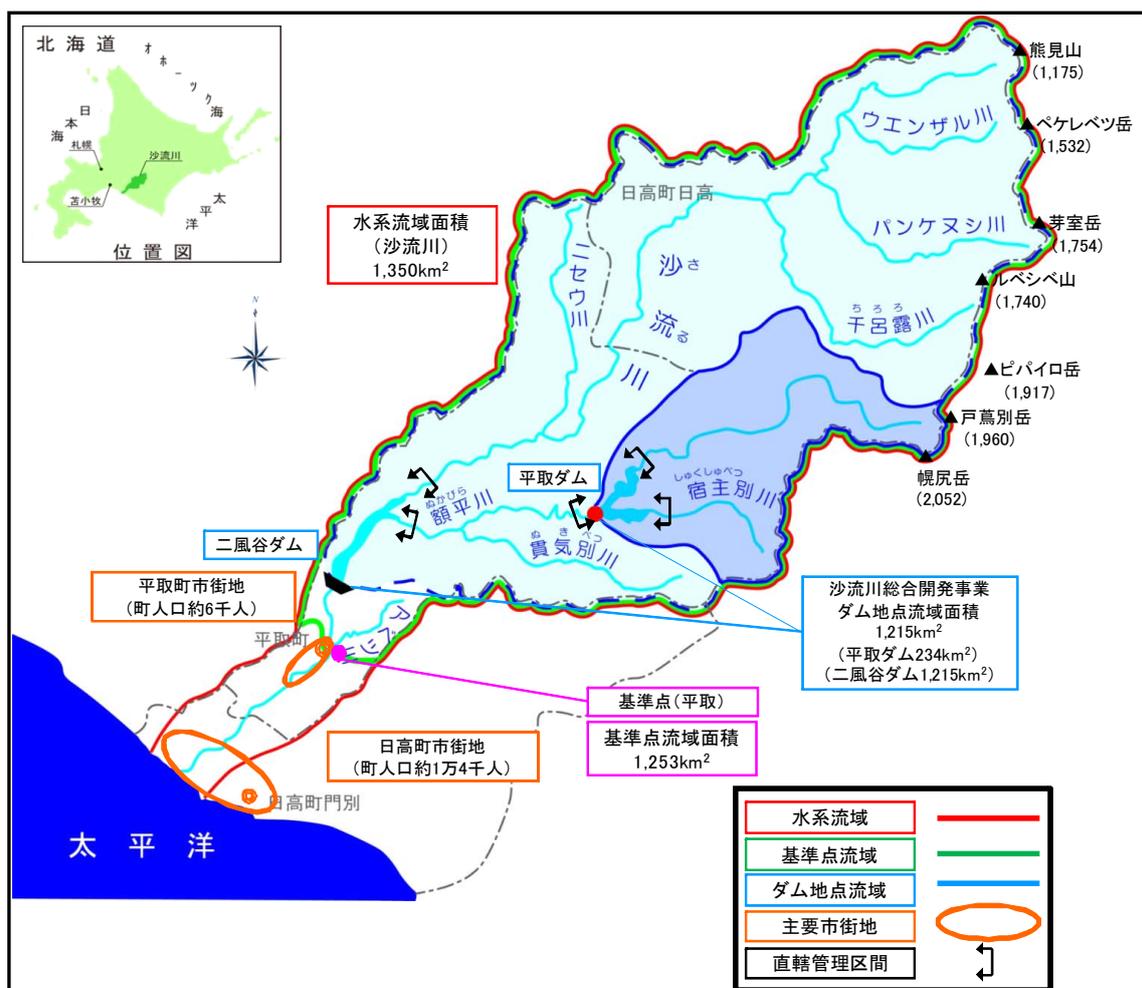


図 3.1-1 平取ダム位置図

(1) 洪水調節

平取ダムの建設される地点における計画高水流量 2,050m³/s のうち、1,750 m³/s の洪水調節を行う。

(2) 流水の正常な機能の維持

下流の河川環境の保全や既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。

なお、2ダム1事業として効果を発揮する沙流川総合開発事業では、既に完成している二風谷ダムと平取ダムの相互の貯水容量を活用し、平取地点で概ね 11m³/s の確保を行うため、二風谷ダム（非洪水期）及び平取ダム（洪水期及び非洪水期）にてその容量を確保する。

(3) 水道

平取町に対し、新たに1日最大1,200m³、日高町に対し、新たに1日最大1,400m³の水道用水の取水を可能とする。

なお、2ダム1事業として効果を発揮する沙流川総合開発事業では、既に完成している二風谷ダムと平取ダムの相互の貯水容量を活用し、水道用水の確保を行うため、二風谷ダム（非洪水期）及び平取ダム（洪水期）にてその容量を確保する。

3.1.2 名称及び位置

(1) 名称

平取ダム

(2) 位置

沙流川水系額平川

右岸 北海道沙流郡平取町字芽生

左岸 北海道沙流郡平取町字芽生

3.1.3 規模及び型式

(1) 規模

湛水面積：	3.1km ²
(サーチャージ水位 ^{※1} における貯水池の水面の面積)	
集水面積：	234km ²
堤高（基礎地盤から堤頂までの高さ）：	56.5m
堤頂長：	約 600m
天端高：	標高 190.0m
サーチャージ水位：	標高 184.3m
常時満水位：	標高 167.4m
洪水期制限水位：	標高 152.5m
最低水位 ^{※2} ：	標高 145.0m

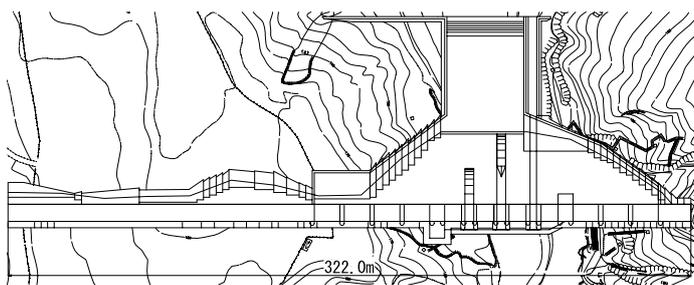


図 3.1-2 ダム平面図

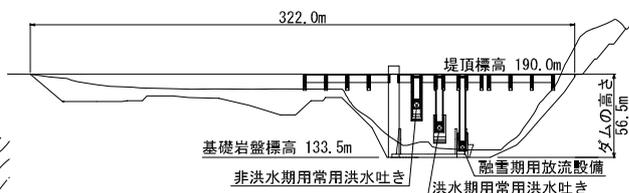


図 3.1-3 ダム堤体上流面図

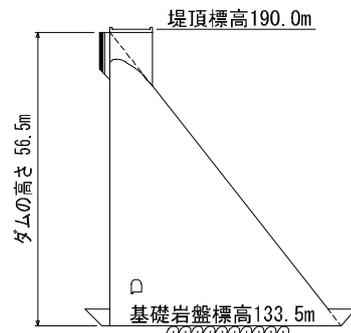


図 3.1-4 ダム堤体標準断面図

※1 洪水時にダムが洪水調節をして貯留する際の最高水位

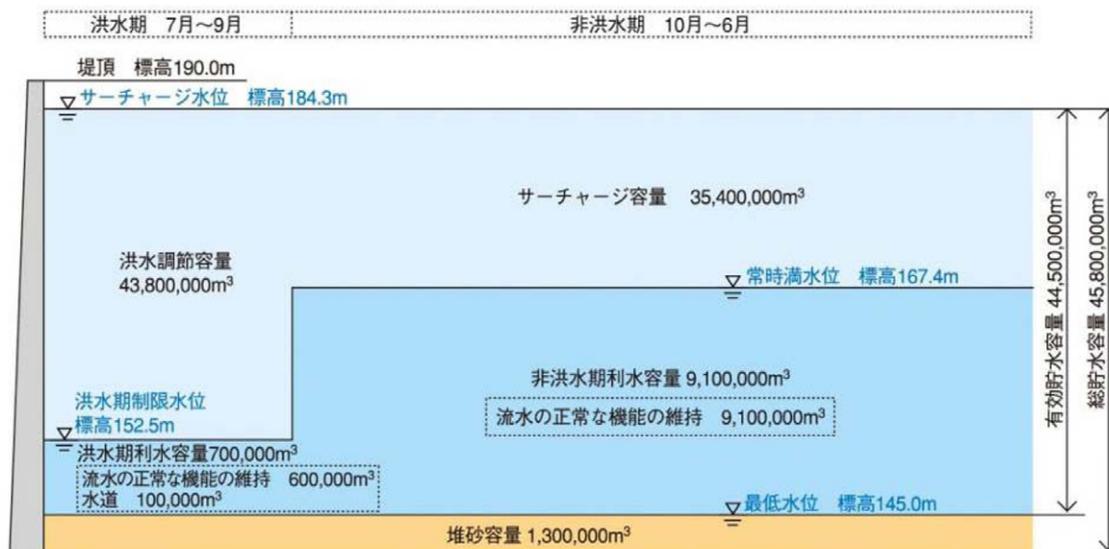
※2 貯水池の運用計画上の最低の水位

(2) 型式

重力式コンクリートダム

3.1.4 貯留量

総貯留量 : 45,800,000m³
 有効貯留量 : 44,500,000m³



※非洪水期の水道に係る容量は二風谷ダムで確保済みである。

※2ダム1事業として効果を発揮する沙流川総合開発事業では、既に完成している二風谷ダムと平取ダムの相互の貯水容量を活用し、水道用水の確保を行うため、二風谷ダム（非洪水期）及び平取ダム（洪水期）にてその容量を確保する。

図 3.1-5 貯水池容量配分図

3.1.5 取水量

1) 水道

平取町の水道用水として本町地点及び振内地点において、新たに1日最大1,200m³、日高町の水道用水として富川地点において、新たに1日最大1,400m³の取水を可能とする。

3.1.6 建設に要する費用

建設に要する費用の概算額は、約573億円である。

3.1.7 工期

工期は、昭和48年度から平成28年度までの予定である。

3.2 沙流川総合開発事業平取ダムの建設経緯

3.2.1 実施計画調査着手

平取ダムは、昭和 48 年度より実施計画調査に着手した。

3.2.2 建設事業着手

平取ダムは、昭和 57 年度から建設事業に着手した。

3.2.3 水源地域整備計画等

昭和 48 年に、ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池等の水質の汚濁を防止し、又は保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、ダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする水源地域対策特別措置法（以下「水特法」という。）が制定され、水特法第 2 条に基づき、昭和 60 年 3 月に指定ダムとなった（昭和 60 年政令第 35 号）。その後、水特法第 3 条に基づき、昭和 60 年 10 月に平取町字豊糠・字芽生が水源地域に指定（総理府告示第 39 号）され、水特法第 4 条に基づき水源地域整備計画を昭和 61 年 1 月に決定した（総理府告示第 2 号）。

また、水特法を補完する水源地域対策として、平取町条例にて昭和 60 年 3 月に沙流川ダム地域振興基金及び平成元年 3 月に沙流川ダム水源地域整備事業基金（以下「基金」という。）が設立された。基金は、沙流川総合開発事業のダム建設に伴い、水源地域等の地域振興及び水没関係住民の生活安定を図ることを目的としている。

3.2.4 基本計画告示

昭和 58 年 3 月に「二風谷ダム及び平取ダムの建設に関する基本計画」を告示した。

また、表 3.2-1 のとおり、平成 6 年 4 月及び平成 19 年 7 月に基本計画の変更がなされた。

表 3.2-1 基本計画の変更内容

	告示番号、年月日	変更内容
当初	建設省告示第 766 号 昭和 58 年 3 月 24 日	
第 1 回変更	建設省告示第 1342 号 平成 6 年 4 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・二風谷ダム規模：堤高 31.5m を 32.0m に変更。 ・建設に要する費用の概算額：「約 540 億円」を「約 920 億円」に変更。 ・工期：「昭和 66 年度（平成 3 年度）までの予定」を「平成 16 年度までの予定」に変更。
第 2 回変更	国土交通省告示第 846 号 平成 19 年 7 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・建設の目的：かんがい、工業用水が撤退、水道用水量の減量。 ・貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分：洪水調節計画及び利水参画量の変更に伴い変更。 ・平取ダム発電参画取りやめ。 ・建設に要する費用の概算額：「約 920 億円」を「約 1,313 億円」に変更。 ・建設に要する費用の負担：利水参画者及び洪水調節容量の変更に伴い変更。 ・工期：「平成 16 年度までの予定」を「平成 28 年度までの予定」に変更。

(参考)

1) 治水機能の計画の見直しについて

昭和 57 年度に着手した沙流川総合開発事業は、二風谷ダムと平取ダムの 2 ダムで「洪水調節」「流水の正常な機能の維持」「かんがい用水の補給」「水道用水の供給」「工業用水の供給」「発電」を目的とし、平成 10 年 3 月に二風谷ダムが完成した。

沙流川の治水計画は、平成 9 年の河川法改正に伴い、平成 11 年 12 月に河川整備基本方針、平成 14 年 7 月に河川整備計画を定めた。しかしながら、平成 15 年 8 月の台風 10 号により、当時の基本高水のピーク流量を上回る洪水が発生したため、平成 17 年 11 月に河川整備基本方針、平成 19 年 3 月に河川整備計画を変更した。これらの変更により、平取地点における基本高水のピーク流量 5,400 m³/s を 6,600 m³/s、計画高水流量 3,900 m³/s を 5,000 m³/s とし、洪水調節施設による調節流量 1,500 m³/s を 1,600 m³/s とした。

2) ダム容量の変更について

沙流川総合開発事業に参画している各々の利水者においても、社会情勢等の変化により利水計画の見直しが行われた。北海道の「かんがい」「工業用水」は撤退、平取町、日高町の「水道」は新たに必要な水量を減量することになった。北海道水力発電(株)(現ほくでんエコエナジー(株))の「発電」については、これらの要因により発電量が大幅に減量したことから平取発電所の建設を取りやめた。

これらの見直しにより、減量した利水容量を洪水調節容量へ活用を図り、効果的なダムの

3. 検証対象ダムの概要

貯水容量の再編を行った。

また、沙流川流域は、近年の洪水の頻発により山地崩壊が増大し、二風谷ダムの堆砂の進行が急激に進んだことから、これまでの調査結果を基に、二風谷ダムと平取ダムの堆砂容量を見直した。

図 3.2-1にダムの容量配分の見直し結果を示す。

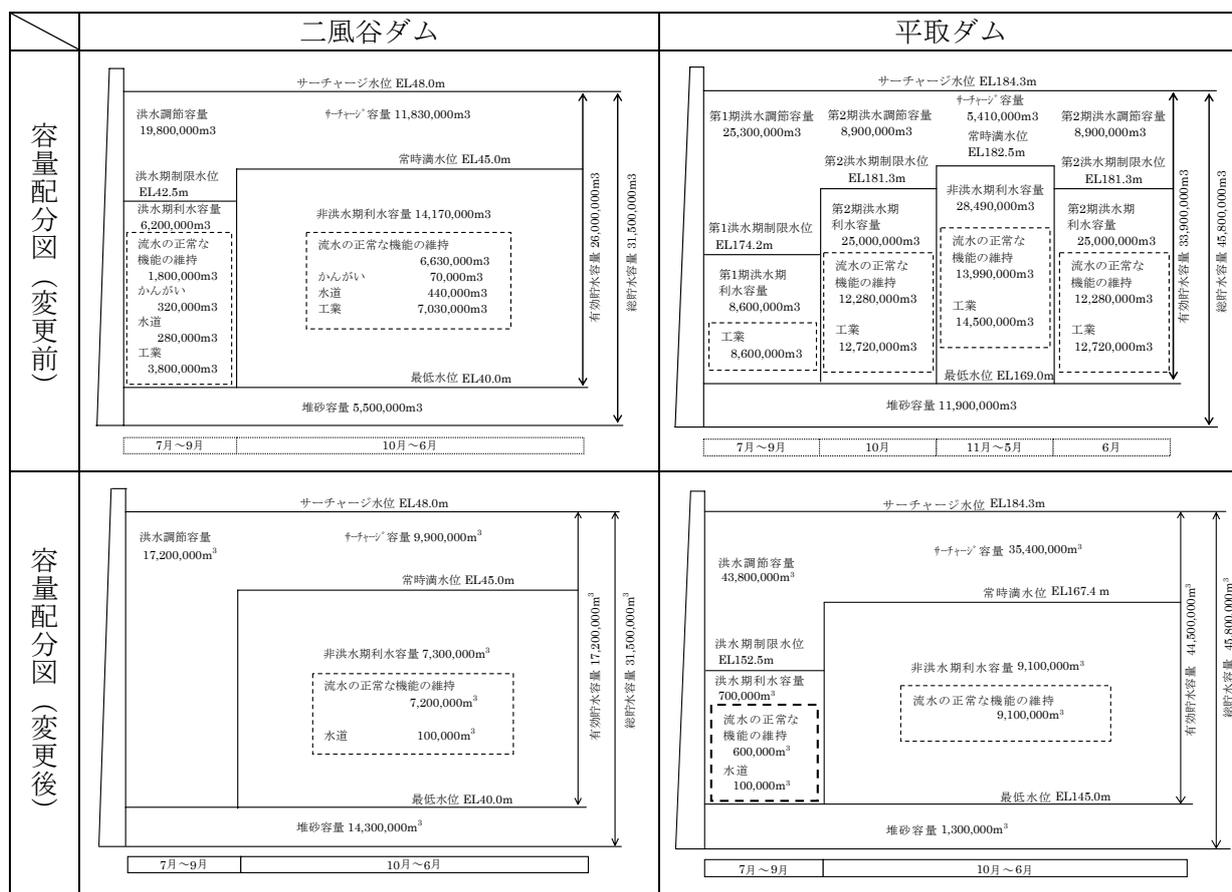


図 3.2-1 ダムの目的毎の容量の変更

3.2.5 用地補償基準

昭和 56 年 8 月に、地元関係者と具体的な補償の基準の提示に向けた話し合いが開始され、その後、損失補償基準（案）について協議が重ねられ、昭和 59 年 3 月に「沙流川総合開発事業二風谷ダム・平取ダム建設に伴う損失補償に関する協定書」を締結し、平取ダムにおける家屋移転と私有地の補償については、昭和 60 年度に補償を終了している。

3.2.6 建設工事の着手

平取ダムの補償工事は、道道芽生貫気別線、道道宿志別振内停車場線、町道芽生すずらん線について実施することとしており、平成 15 年 10 月に道道 2 路線の付替工事協定、平成 19 年 9 月に町道の補償協定を締結し、平成 19 年度に、付替道道芽生貫気別線の道路工区と宿主別橋の工事に着手し、平成 22 年に供用を開始した。また、平成 21 年に付替町道芽生すずらん線、平成 22 年に付替道道宿主別振内停車場線の工事に着手した。

3.2.7 環境に関する手続き

平取ダムは、昭和 48 年度から実施計画調査に着手し、自然環境に関しても昭和 53 年度以来、水質、地形・地質、植物、動物、自然景観についての現地調査及び文献調査等を実施し、昭和 57 年 12 月には「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（昭和 53 年 7 月 1 日建設事務次官通達）に基づき、環境影響評価の手続きを完了している。

評価結果については、ダム建設による水質予測、地形・地質、動植物、自然景観への影響は少なく問題はないと評価されている。

3.2.8 これまでの環境保全への取り組み

3.2.7に加えて、事業の円滑な実施に向け、調査計画段階から学識経験者の意見や新たな知見に基づく環境調査に取り組むことを目的とし、平成15年4月に「平取ダム環境調査検討委員会」を設立し、平成24年3月までに計8回開催している。これまでに実施している環境保全への取り組みの一部を以下に示す。

(1) 植物の保全と裸地対策への取り組み

付替道路工事範囲で確認された重要な植物については、施設での植物の保護を行い、その後付替道路周辺への移植を実施している。(写真 3.2-1参照)

また、付替道路の法面において、降雨等による法面裸地から発生する濁水を抑制するために、裸地の緑化を実施している。(写真 3.2-2参照)



写真 3.2-1 道路法面の植栽状況



<工事完成直後>



<裸地が緑化した状況>

写真 3.2-2 道路法面の緑化状況

(2) 希少猛禽類の保全

希少猛禽類の生息地周辺における工事については、必要に応じて繁殖期の施工を避ける等工事工程の調整を実施している。

また、猛禽類における営巣地及び周辺での行動を把握するため、目視調査及び映像撮影施設の設置によるモニタリングを実施している。(写真 3.2-3参照)



<映像撮影施設設置>

写真 3.2-3 希少猛禽類のモニタリング状況

(3) 自然環境及び文化財の調査、記録保存のための取り組み

1) 地域の専門家の協力による調査

平成 15 年度以降、地域の専門家の協力を得て、平取ダムの円滑な事業の実施に向けて、環境調査を実施している。

2) 埋蔵文化財の調査

文化財保護法に基づき北海道教育委員会と「埋蔵文化財保護のための事前協議」を行っており、発見された遺跡等の埋蔵文化財について発掘調査を実施し、記録保存している。

3.2.9 地域文化保全への取り組み

平取ダムの建設予定地である平取町は、アイヌの伝統文化が保存、継承されてきた地域であるため、平取ダム建設に伴い、ダム建設予定地周辺におけるアイヌの文化的所産に与える影響について調査を行い、その評価と対策案の提示等を目的として、平成 15 年度に平取町が「アイヌ文化環境保全対策調査委員会」を設置した。

平成 17 年度まで合計 17 回の委員会が開催され、平取ダムによる影響について議論を重ね、調査委員会として総括報告書がとりまとめられた。

この「アイヌ文化環境保全対策調査委員会」の取りまとめを受けた平取町の報告をもとに、平成 18 年度に「平取ダム地域文化保全対策検討会」を設置し平成 24 年 7 月までに計 13 回開催され、精神文化や生活文化等に対する保全対策の具体化に向けた検討を進めている。

3.3 沙流川総合開発事業平取ダムの現在の進捗状況

3.3.1 予算執行状況

平取ダムの事業費のうち、平成23年度末において約225億円が実施済みであり、平成24年度末における実施見込額は約231億円である。

3.3.2 用地取得

用地取得は、平成23年度末までに約96%(民有地は100%)の進捗となっている。

3.3.3 家屋移転

家屋移転は、平成23年度末までに100%(17戸)が移転済みとなっている。

3.3.4 付替道路整備

道道芽生貫気別線、道道宿志別振内停車場線、町道芽生すずらん線の付替道路工事は、平成23年度末までに約40%の区間で供用が開始されている。

3.3.5 ダム本体関連工事

ダム本体工事(基礎掘削、本体コンクリート打設など)は、未着手である。

表 3.3-1 沙流川総合開発事業平取ダムの進捗状況(平成23年度末時点)

(平成24年3月末時点)

補償基準	S59.3 補償基準妥結	
用地取得(354ha)	96%(340ha) (内 民有地は100%取得済み)	
家屋移転(17戸)	100%(17戸)	
付替道路整備 (5.5km)	約40% (2.2km)	
ダム本体及び 関連工事	未着手	